

旧西部公園事務所の緑のボランティア団体の使用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、緑のボランティアの情報交換、交流の拠点として開放する旧西部公園事務所の施設の使用方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(所在及び使用する部分)

第2条

(1) 所在 川崎市高津区子母口565 (橘公園内)

(2) 使用する部分 旧西部公園事務所の1階

(緑のボランティア団体)

第3条 緑のボランティア団体とは、緑の活動団体、管理運営協議会、公園緑地愛護会、街路樹等愛護会等の公園緑地等若しくは街路樹又は公開性の高い場所の花や緑の維持管理活動を行う団体をいう。

(使用設備等)

第4条 使用できる設備及び目的は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) エントランスは活動パネル等により緑のボランティア団体の活動紹介を行うため、及び広報誌等の配置により緑のボランティアへの情報提供を行うために使用するものとする。

(2) 図書閲覧スペースは花や緑に関する図書を開架し、閲覧する場所として使用するものとする。

(3) 打合せスペースは打合せや話し合いの場所等として使用するものとする。

(施設管理者等)

第5条 旧西部公園事務所の施設管理者は、市内の緑のボランティアの活動支援、育成等を事業として実施する法人に対し、「都市公園法」第5条の許可を与えるものとする。

2 前項の許可を受けた法人(以下「管理法人」という。)は、施設管理者に代わって、施設の使用に関する業務を行うものとする。

(開館日、使用時間及び休館日)

第6条 旧西部公園事務所の開館日、使用時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、施設管理者及び管理法人は、特別の理由があると認めるときは、使用時間を変更し、若しくは臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 開館日は休館日を除く日曜日、水曜日、及び土曜日とする。

(2) 使用時間は午前9時から午後4時までとする。

(3) 休館日は12月29日から翌年の1月4日までの日とする。

(使用できる者)

第7条 旧西部公園事務所のうち、エントランスは橘公園を利用するすべての者が使用できるものとし、エントランス以外の設備については、緑のボランティア団体のほか、施設管理者又は管理法人が特に使用を認めた団体(以下「緑のボランティア団体等」という。)が使用できるものとする。

(使用料)

第8条 旧西部公園事務所の使用料は、無料とする。

(使用登録)

第9条 旧西部公園事務所を使用する者でエントランス以外の設備を使用する緑のボランティア団体等は、あらかじめ「旧西部公園事務所使用登録申請書」(様式1)により登録しなければならない。

2 施設管理者は、登録を行おうとする団体に対して、次の各号に該当する場合は、登録を承認しないものとする。

- (1) 営利、宗教活動又は特定の政党若しくは候補者の支援を目的としているとき。
- (2) 施設における秩序を乱し、または公益を害するおそれがあるとき。
- (3) その他、施設管理者が必要と認めたとき。

(使用簿の記載)

第10条 エントランス以外の設備を使用する緑のボランティア団体等は、旧西部公園事務所に備える使用簿に所定の事項を記載しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 施設、設備等を滅失し、又はき損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 喫煙しないこと。
- (6) 食事しないこと。
- (7) 飲酒しないこと。
- (8) その他施設管理者又は管理法人の指示した事項

(使用の制限)

第12条 施設管理者及び管理法人は、前条が遵守されない場合、または施設の運営上支障がある場合には、使用を制限することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、建設緑政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日より施行する。